

頌榮幼稚園の一時間

小林正金

私は去る四月中旬過ぎに京阪地方に旅行致しました。

たその時神戸にも一寸参りました。神戸に着きましたのは恰度四月二十日であります。

神戸孤兒院で同行の友人と待ちする事にして置きましたが私

の打合せが不行届の爲めか、幾ら御待ちしまして

も御出でがない、翌二十一日の午前九時前まで今

か々々と鶴首して待つて居りましたけれども御見

えがないので、神戸孤兒院長矢野穀氏の御案内で

同市中山通五丁目の有名なる頌榮幼稚園を拜見に

行きました。その日は雨が降つて居りますのにも

拘はらず矢野院長の御案内には誠に恐縮致しました。

然し矢野院長は頌榮幼稚園長アンニー・エル・

ハウ女史とは御懇意で入らつしやるので大に都合

が宜しいので喜び感謝した次第であります。同園を御訪ねしました時は午前九時頃であります

た、玄關で御案内を乞ひますと、保母さんが御出

になりました、今日はハウ先生は御病氣で御出

勤がないとの事でありました、それなれば主任保

母の御方にと申上げましたらば、又その主任の方

も亦御病氣で御缺勤のよしてありました、依て實

は東京の者では是非參觀を御許るし願ひたい事を申

上げました處、それなればこちらへとの事にて遊

戯室に御案内を受けましたので、矢野院長と御一

所に請ぜらるゝがまゝに遊戯室に入り御指定の坐

に着きました、此の日はフリードリッヒ・フレー

ベル師誕生記念日（フレーベル師は千七百八十二

年四月二十一日中部獨逸チユーリングン、オーベルヴィスバッハに御誕生でしたに相當して居りますので其の記念の集まりが始まつて居る處でありまして、誠に善い時に参つたと心癡かに喜び感謝しました、場を見廻はしますと遊戯場は五間に五間位かと覺ゆる廣さでありまた、正面にはフレーベル師の肖像の大額が壇の上に安置せられ、その右側に指導保母が居られ左側には獨逸の國旗が立てられてありました、其の旗の左方には大ビヤノが置かれてありました、そして園児は此の先生と肖像と旗とを圓周の一部として圓形にそして又四つの部に各適當の間隔を置きまして一團となりつゝ四つの部に分かれて椅子に腰を掛け居り其の一團毎に保母さんが一人宛受持つて附いて居られました。肖像と相對して後方には又ピアノと大蓄音器が並んで置いてありました、そして又右方には此の幼稚園に並置せられてありまする頃榮

保母傳習所の生徒さん達がびらりと連んで居られました。私共は前方の大ピアノの側でありますた、拜見したり聽聞致すのに誠によき位置であります。そして圓形の中央には白い「マアガレット」の花が花瓶に挿されました、これを又中心として其の周囲にはフレーベル師に依つて發明し傳へられたる恩物、疊紙、折紙、張紙、縫取、板竝べ輪ならべ等幾種のものが澤山と又外に獨逸の國旗を作る紙片と小さき旗竿となる棒の幾つが四部に分たれてならべてありました、そして指導保母さんからフレーベル師の誕生、成長、事業、其他一生の事を最も平易に幼兒に能く分り易くそして丁寧に、幼兒の理解の行くように話されました、そして話しが終はりますとその保母さんから肖像の前に豫て置てありました、フレーベル先生の寫眞や、墓や、誕生地やその他幾つかの寫眞を張り付けある寫眞帳を受持ちの保母さんに廻はされそ

れに一々説明を加へて園児に見せるのであります
た、それが終はると、指導保姆さんは中央にあります
白いマガレットの花を指しフレーベル先生は
大層白い花が好きでありますから、此の白い花
をフレーベル先生の肖像に捧げませうと、一人
の幼児を指名せられましてその幼児をそれを持た
せて、フレーベル師の肖像の壇上に置かれました
そして其の次にその花の周圍に置いてありました
幾多の恩物その他のものを一々幼児の名を指名す
るに従ひまして悉くフレーベル師の肖像のある壇
上に運ばれました然し其れを一々運ぶ前にその品
は何物なるかを尋ね答へさせ、若し言ひ得ないも
のがあるとそれには教へられ、そして運ばれまし
たそして之れが皆な済みますとフレーベル師誕生
日の歌が樂器の音と共に歌はれました。歌が終は
りますと、此ん度は中央に残された獨乙の國旗の
材料の黒と白と赤の紙片と旗竿の小棒が全兒童に

頌たれました、そして最後に糊が入れてある小糊
壺と小揚枝大の糊を付ける棒が添へられましたの
を一人に一個宛興へられまして受持ちの保姆さん
が指導者となりまして、肖像の側に立てゝありま
す獨逸の國旗の色を見分けさせながら上部に黑色
中部に白色下部に赤色と臺紙に張付け笄を付して
出来上がりましたものは皆保姆さんに改めて頂き
色の順序の正しくないものは又之れを仕替へて造
り上げ各々を手にして皆一安心したと言ふ思も持
ちと喜びで顔が晴れ〳〵して参りました。之れで
誕生日記が終はりましたので一同立ち上り列を作
り各の受持先生に導かれて保育室に入りました。
私共は一番幼ない組を拜見致しました。

此の保育室は可なり廣い室で二組をいれて充分
でありましたその間に衝立などなく二組を保育す
るよう机を中心に腰掛椅子が二箇所に分れてあ
りました、室内の前面には立派な大きな植木鉢が

珍らしき木を植えられて幾つも置いてあります室外には保育傳習所の園藝試作場だと思はれます種々の植物が生長しかけて居りました、一組は九人程で受持ちの保母さんは年増の方であります。一人々々にコップの中に二匹の^{ヤエヤマヒメ}鰐^{ヒメ}を入れてありますのが興へられてありまして幼兒の觀察に付してあります、又白い畫洋紙に一横線を綠りのクレオンで引いてあります、それを幼兒に示されその線の下に綠の色に塗らせ、そして蝦^{エビ}の形を黒いクレオンで書きて之れに習はせそれを書き終はると皆壁間に張り出されました、今一組の方は十二三人であります、保母さんは年少い方でありますた、机の中央に大きな硝子燶^{ガラス}の中に赤色の金魚が幾匹か入れてありました。それを幼兒に觀察させてあります、金魚の形を打ち抜ける赤き張り紙と臺紙が興へられまして、活動し、泳ぎ廻はれる金魚の變はれる形ちに張らせられました、中

には裏を張れるのも見受けられました、それが終はりますと皆室外に出ました、此の幼稚園の毎科の保育時間は三十分から四十分であります、一日の保育時間は各組とも三時間で午前九時から始まり正午で終はるのであります家庭は皆上流の方許りであるさうであります。

フレーベル誕生記念の時に歌はれました誕生日の歌は幼兒には六ヶしく保母さんは御歌ひになつて居りましたが、幼兒で歌つて居りましたのは誠に少いのを見受けまして忽ち疑問が起りました、それで分らないのですから、其事を質問しましたその御答へは次のやうであります、則ち幼兒には歌は必らず歌はしめる必要はない、歌によつて幼兒がよい氣分になればそれでよいので、彼の大口を開けさせて必らず歌を上手に歌ふ事はしないでもよいとの事であります。

それから保育傳習所の方を拜見さして頂きました

た、自習室兼教室で大勢の方が自習して居られました、そこを通りましてハウ先生や其の他の保母さんのお出でになる事務室で種々と御話しご伺ひました、ハウ先生主任保母さんは御休みなので、種々御多忙なので餘り多くの時間を御制かせ申すものは誠に失禮と存じ傳習所の教師の御受持の科目

傳習所の教師は總計十三人であります、御受持と學科は左の通りでありますさうです。

一、保育及育兒法

ハウ所長

一、修身及閑藝

和久山きそ先生

一、手工

三宅 なつ先生

一、教育

萩田 ふみ先生

一、圖畫

岡村 道藏先生

一、音樂

羽場 匠雄先生

一、生理衛生

權山 幹次先生

一、體操遊戲

——

講師 七名擔當

(其名を書き洩らしました)

一、其他

傳習所生徒數は目下三十五人で、寄宿舎もあります、門を入れると直ぐ庭がありその内に藤棚があり誠によい気持ちが致しました、然し保母さんの御話しては建築が古いのと狭くなつたので改築を要するとの事で御座いました。

傳習所生徒數は目下三十五人で、寄宿舎もあります、大層廉いさうであります、内半數は通學生でありますし、又志願者は澤山ありまして本年は志願者四十名の内入學許可をされた者は十八名丈

であります。さうであります。

左に参考として幼稚園の規則を掲げませう。

第一章 保育ノ目的

第一條 本園ハ學齡未満ノ幼兒ヲ保育開誘シテ其體ヲ健全ニシテ其能力ヲ發揮シ交際ノ情誼ヲ曉

知シ善良ノ言行ヲ習熟セシムル所トス

第二章 保育ノ時間及ビ休業

第二條 幼兒ハ大約年齢ニ由テ四組ニ分ツモノトス

ス

第三條 保育ノ課ハ會集修身ノ話、庶物ノ話、手

業、遊嬉、唱歌、植物栽培トス

第四條 每科保育ノ時間ハ三十分乃至四十分トス

第五條 每日保育ノ時間ハ各組三時間トス

第六條 年中保育時間ハ毎日午前九時ヨリ正午十

二時ニ至ルモノトス

第七條 年中休日ハ土曜日、日曜日、大祭日、祝

日及春期夏期ノ三休業トス
但休暇日ハ其時々揭示スベシ

第三章 入退園

第八條 入園ハ豫メ其期日員數ヲ定メ其時々廣告
スベシ

第九條 幼兒ハ男女年齢三年以上六年以下ニシテ
種痘若クハ天然痘ヲ歴タルモノトス

第十條 入園ヲ願フ者ハ父母或ハ後見人ヨリ左式
ノ入園願書ヲ出スベシ

(用紙半紙) 入園願書

本籍(寄留人ナレバ寄留
所ヲモ記載スベシ)

族籍 何誰何男女姊妹等

姓 大正何年何月 日
名

右ノ者今般貴園ニ入園致度入園御許諾相成候上
ハ御規則并御告諭堅ク可爲相守ハ勿論本人身上

ニ付一切ノ事件拙者引受可申候此段相願候也

年 號 月 日 何 ノ 誰印

頒榮幼稚園御中

第十一條 幼児ノ年學齡ニ達シ或ハ疾病事故アリ
テ退園セシメント欲スルトキハ其旨届出ベシ

第十二條 六ヶ月以上實際ニ保育證書ヲ受ケシ幼
兒ニハ左式ノ保育證書ヲ授與ス

證

何府縣族籍

姓 名

何 年 何 ケ 月

右ハ本園ニ於テ何年何月マデ保育候事

年 月 日

第四章 保育料

第十三條 保育料ハ一ヶ月金參圓五十錢トス但入

園ノ時束修トシテ金壹圓ヲ納ムルヲ要ス

第十四條 保育料ハ毎月五日迄ニ納ムベシ

但シ保育料ハ病氣其他ノ事故ニヨリ出席セザル
モ退園セザル間ハ全額ヲ納ムルモノトス

第五章 雜則

第十五條 幼児疾病事故アリテ缺席スルコト一週
ヲ超ユルトキハ其旨届出ベシ

第十六條 傳染スペキ疾病ニ罹ルモノハ入園ヲ許
サズ既ニ入園スルモノト雖ドモ傳染病ニ罹ルト
キハ全癒ニ至ルマデ來園スルヲ禁ズ

第十七條 當人若クハ保證人轉居シタルトキハ直
チニ届出ベシ

第十八條 園中ニ在リテハ保姆一切保育ノ責ニ任
ズ故ニ附添人ヲ要セズ

第十九條 幼児未ダ保姆ニ慣馴セザル間又自ラ往
來ナシ能ハザレバ附添人ヲ出シ送迎セシムベシ

第二十條 附添人ハ特別ノ許可ヲ得タルモノニ非
ザレバ保育場内ニ入ルヲ許サズ